

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1)火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

火災・盗難・災害などの事故・事件の対策・対応を行うため「中国庭園燕趙園消防組織」を結成します。「中国庭園燕趙園消防組織」は利用者が安全かつ快適にご利用いただける運営を図るために、自主点検・検査を実施するための「予防管理組織」、災害発生時の利用者の安全の確保及び被害の極限防止をはかる「自衛消防隊」と2つの組織からなります。

予防管理組織

《防火管理者》

- ①消防計画の検討及び変更を行う。
- ②消火・通報・避難及び避難誘導の訓練を実施する。
- ③建築物・火気使用設備器具・危険物施設、消防用設備等の点検検査の実施及び監督を行う。
- ④火気の使用・取り扱いに関して指導監督する。
- ⑤収容人員を管理する。
- ⑥管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務を行う。

《防火担当責任者》

- ①担当区域内の火気管理及び建物・火気使用設備器具、電気設備、危険物施設、消防用設備等の日常の維持管理を行う。
- ②地震時における火気使用設備器具の安全を確認する。
- ③防火管理者の補佐を行う。

消防管理組織

《指揮係》

- ①衛消防本部を設置し、各係への命令の伝達及び情報の収集を行う。
- ②消防機関への情報の提供及び災害現場へ誘導する。
- ③非常持出物品の搬出及び管理を行う。
- ④その他指揮統制上必要な事項について判断し実施する。

《通報連絡班》

- ①消防機関へ通報するとともに、近隣施設等の各関係機関へ連絡する。
- ②園内への非常通報並びに指示命令の伝達を行う。
- ③消防救急隊との連携及び情報提供を行う。

《消火班》

- ①消火器等を用い、出火現場で消火作業を行う。(初期消火)
- ②消防隊と連携し、その補佐を行う。
- ③非常電源を確保する。

《救護班》

- ①応急救護所を本部に設置し、消防救急隊と連携を図りながら負傷者等の救助及び応急処置を行うとともに、速やかに救護所へ搬送する。
- ②病院で速やかに医療処置が行えるよう負傷者の住所、氏名、負傷程度等の必要事項を記録する。

《避難誘導班》

- ①自衛消防隊長の指示に従い、状況に応じて最適避難経路を判断し、入園者を安全に誘導する。
- ②未避難者、要救助者の確認及び本部への報告を行う。
- ④ 避難者を安全に避難させるため、ロープ等を使用して警戒区域を定める。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

ア 火災発生の場合

火災の発生原因として考えられる事例を検討し、その予防に努めると共に、発生した場合には、次のとおり迅速な対応を行う(P88緊急時対応フローチャートのとおり)。

事 例	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具からの発火等による建物での火災 ● 道の駅等、厨房からの出火による火災
予防策	<ul style="list-style-type: none"> ● 園内は全面禁煙とし、園外や道の駅に所定の喫煙エリアを設ける。 ● 職員が定期的に安全配慮のための巡回をする。 ● 電気設備に関する点検を確實に行い、不具合箇所については専門家の意見を伺った上で適切に対応する。 ● 調理を担当する職員は、調理工程の火や油についての扱いに関して再確認を行うとともに、閉店作業の際は他の職員も確認し、火の元確認のダブルチェックを行う。
発生時 の対応 手順	<p>《火災発生時》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員は火災を確認し、火災報知器のボタンを押し、火災が発生したことを伝える。 ● 消火班は現場へ急行し初期消火を行う。状況を自衛消防本部へ伝える。 ● 非常放送を行い、利用者を火災発生箇所から退避させる。 ● 消防署(119番)に通報。 ● 利用者の避難誘導を行う。 ● 安全確認(利用者への危険が残っていないかの確認) ● 安全を確認後、鳥取県及び関係各所へ状況報告を行い、県からの指示により必要な処置を講ずる。

イ 地震発生の場合

地震の場合は、当園のみならず隣接施設にも相応の被害が発生していることが想定されるので、負傷者の手当等、近隣施設と協力しながら対応する(P88緊急時対応フローチャートのとおり)。

事 例	<ul style="list-style-type: none"> ● 開園中の地震発生
予防策	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内に設置する展示ケース等が倒れないようフックなどで固定する。
発生時 の対応 手順	<p>《地震発生時》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 摆れでいる最中は利用者、職員ともに器物から離れて、収まるまで移動しない。 ● 屋外で瓦等の落下が考えられる場所では、利用者に危険箇所からすぐに離れるように、大きな声をかける。 <p>《地震収束時》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 余震が来ることを想定して、利用者を安全な場所に避難誘導する。 ● 調理中の火を止め、ガスの元栓を締める。 ● 被害状況の確認…「負傷者」「施設設備」「周辺状況」 ● 非常用放送設備を使用し利用者には落ち着いて行動するよう指示する。 ● 負傷者の救出、応急手当。重篤な場合は救急(119番)に通報する。 ● 安全を確認後、鳥取県及び関係各所へ状況報告を行い、県からの指示により必要な処置を講ずる。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

ウ 盗難発生の場合

盗難が発生した場合は、被害者が動搖していることが想定されるので、速やかに警察へ通報するよう促す等、懇切且つ丁寧に対応する。

事例	●園内若しくは店内でスリ・置き引き等の盗難が発生した場合
予防策	●貴重品は必ず携行するよう注意を促す。 ●職員が定期的に巡視し、盗難等の事件が発生しにくい環境を作る。
発生時の対応手順	《盗難発生時》 ●所持品等に紛れていなか、念のため被害者に確認してもらう。 ●敷地内に落としている可能性もあるので、被害者とともに捜索する。 ●警察署(110番)に通報するよう被害者へ促す。被害者が直接通報することが望ましいが、場合によっては当園から通報する。 ●警察が捜査等行う場合は、盗難現場を保存するなど、全面的に協力する。

エ 台風接近の場合

台風が接近している場合は、台風の規模や進路、到達日時等、新しい気象情報を適宜確認し、接近に備える(P88緊急時対応フローチャートのとおり)。

接近時の対応手順	《台風接近前》 ●台風の規模や進路、到達日時等を気象情報や鳥取県からで確認、職員間で情報共有する。 ●職員が巡回し、飛散又は落下する恐れのあるものを補強・収納する。 ●鳥取県に連絡し、必要に応じて閉園を検討する。 《台風通過中》 ●終日開園する場合 注意報、警報等の気象情報を常時確認し、鳥取県及び観光事業団本部と隨時連絡をとりながら開園する。 職員を巡回・配置させ利用者の安全に配慮する。 ●途中閉園の場合 関係各所への連絡及びホームページ、SNSにて休園の周知を図る。 ●終日閉園する場合 関係各所への連絡及びホームページ、SNSにて休園の周知を図る。 《台風通過後》 ●職員が巡回し、破損箇所、被害状況を確認する。 ●鳥取県及び当財団事務局本部及び(株)チュウブへ被害状況を報告する。
----------	---

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

オ 事故発生の場合

事故の発生原因として考えられる事例を検討し、その予防に努めるとともに、発生した場合には、以下のとおり迅速な対応を行う(P88緊急時対応フローチャートのとおり)。

事例	●降雪、凍結、敷石のスリップによる転倒、転落、事故等
予防策	●受付にて危険箇所の説明を行う。 ●職員による点検、除雪、凍結防止等、床石清掃等事故の予防作業を行う。 ●降雪の場合は職員若しくは委託業者による除雪を行う。
発生時の対応手順	《事故発生時》 ●現場に直行し状況確認、事務所連絡を行う。 ●対象者の状況に応じて応急処置、119番に通報。 《事故後の対応》 ●二次災害防止のため、バリケード等を設置する。 ●重大事故の場合は鳥取県及び当財団事務局本部及び(株)チュウブに連絡する。

カ 事件発生の場合

加害者と被害者がいる場合の事件発生原因として考えられる事例を検討し、その予防に努めるとともに、発生した場合には、次のとおり迅速な対応を行う(P18トラブル対応表のとおり)。

事例	●暴力事件等
予防策	●職員による巡回
発生時の対応手順	《事件発生時》 ●現場に直行し加害者、被害者の状況確認、事務所に連絡する。 ●他の職員が現場に急行し、2名以上で対応する。 ●被害者が重篤の場合は、119番に通報 二次被害が懸念される場合は他利用者を避難誘導する。 状況に応じて警察に連絡する。 《事件後の対応》 ●重大事件の場合は鳥取県及び当財団事務局本部及び(株)チュウブに連絡する。

キ 不審者事案発生の場合

不審者事案が発生することを想定し、その予防に努めるとともに、発生した場合には、次のとおり迅速な対応を行う(P17利用の拒否のとおり)。

事例	●挙動不審者、泥酔者の個人利用 ●他人の身体に害を及ぼす恐れのある武器を所持している者
予防策	●職員による注意喚起及び巡回を行う。
発生時の対応手順	《事案発生時》 ●現場に直行し状況確認、事務所に連絡する。 ●著しく他の利用者に迷惑をかける恐れがある場合は利用を拒否する。 ●乱入又は暴れた場合、警察に通報する。 《事案後対応》 ●他の利用者の安全を脅かす可能性があれば、避難誘導する。 ●重大案件の場合は鳥取県及び当財団事務局本部及び(株)チュウブに連絡する。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

ク 不審物事案発生の場合

不審物事案が発生することを想定し、その予防に努めると共に、発生した場合には、次のとおり迅速な対応を行う(P18トラブル対応表のとおり)。

事例	<ul style="list-style-type: none">●施設周辺に普段見られない物が置いてある。●不審物が送りつけられる(不振な音、爆破予告手紙等)。
予防策	<ul style="list-style-type: none">●職員に注意喚起を行う。●職員による巡回を行う。
発生時の対応手順	<p>《不審物事案発生》</p> <ul style="list-style-type: none">●開封前の不審物の場合、移動等を行わない。●不審物事案発生事実を職員間で共有。利用者と不審物の安全距離を確保する。●不審物から一定の距離を保つためバリケードを設置する。●警察に通報する。 警察の指示に従い避難誘導をする。●危険という警察の判断があった場合、鳥取県と協議し臨時閉園とする。●当財団事務局本部及び(株)チュウブに連絡する。

ケ 差別落書き発生の場合

差別落書き事案が発生することを想定し、その予防に努めるとともに、発生した場合には、次のとおり迅速な対応を行う。

事例	<ul style="list-style-type: none">●職員が園内施設に差別的な落書きを発見した。●入園者が差別落書きを発見し、職員に連絡した。
予防策	<ul style="list-style-type: none">●職員に注意喚起を行う。●職員による巡回
発生時の対応手順	<p>《差別落書き発生》</p> <ul style="list-style-type: none">●現場に直行し状況確認、事務所に連絡する。●現場の状況を記録(内容、大きさ、色彩、写真撮影)及び保存●鳥取県及び事業団本部に報告する。●現場を保存するため使用禁止の措置を執る。●鳥取県、当財団事務局本部及び(株)チュウブと協議し、関係機関(教育委員会、部落解放同盟等)に現場確認の依頼及び警察署に現場検証依頼をする。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(2)緊急時の体制・対応

緊急時においては、利用者・職員の安全を第一に考え、下記のとおり適切に対応します。

ア 利用者・職員の安全最優先

- 利用者・職員の安全を最優先に考えて行動し、被害者ゼロを目指します。
 - ①全職員が一丸となって利用者の安全を確保します。
 - ②被害を受けやすい子ども、高齢者、障がい者の方への配慮を充分に行います。
 - ③発生時は職員が迅速に現場へ向かい、適切な処置と迅速な避難誘導を行います。
 - ④利用者の安全を確保した後、職員も安全な場所に避難します。

イ 近隣関係機関との協力体制

- 湯梨浜町、龍鳳閣など近隣との協力体制を整えます。
湯梨浜町や龍鳳閣など、緊急時には近隣施設の協力を得て迅速に対応できる体制を整えておきます。

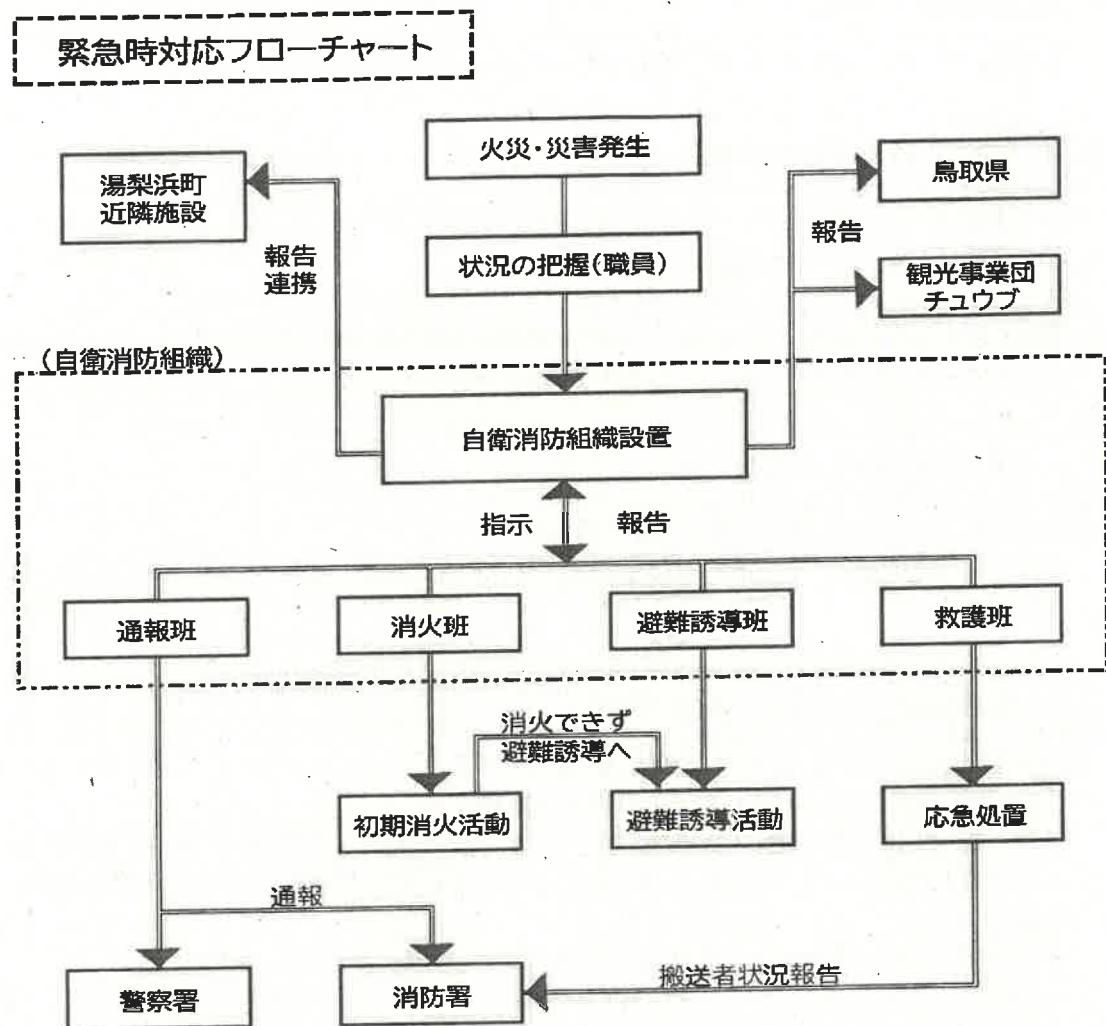
ウ 通常時の準備・点検・心構え・研修

- 緊急時の対応について、日常から充分な備えを行います。
 - ①日常的に職員が巡回を行い、危険を未然に防止します。
 - ②消火器、AEDなどの機器についても、緊急時に使用できるよう、消防訓練などにより日頃から使用方法や設置場所について熟知しておきます。また機器の点検、消耗品の交換も定期的に実施します。
 - ③応急手当や心肺蘇生など、非常時に対応できるように各種研修を受講します。
 - ④訓練時は全職員参加であり、有事の際は出勤職員が少ないシフトの日の可能性もあります。職員が他の職員の担当業務も含めて緊急時対応フローチャート等を理解し、最善の行動をとるよう徹底します。

エ 通常時の準備・点検・心構え・研修

- 事後の報告書を作成、今後の対応の改善に活かします。
報告書には事実関係を含めて詳細に記載します。
対応について、更にカイゼン出来ることがなかったかを協議・分析します。
またこの報告書を職員間で共有することにより、より実践的な危機管理対応に努めます。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等



5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(3) 保険加入の考え方と加入内容

ア 保険加入の考え方

日頃から安全・安心の庭園運営をモットーに、職員による日常点検や修繕、危険箇所の回避措置により、利用者の事故を未然に防ぎます。

ただし万が一、不可抗力等により利用者が事故に遭遇し、負傷等があった場合のために、燕趙園のすべての施設、区域を対象とする施設賠償責任保険、入園者傷害保険に加入します。

イ 加入内容

【施設賠償責任保険】

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことにより利用者に損害を与えた場合(人身事故や物損事故が発生した場合)に管理者が負担する賠償金を担保するもの。

《補償内容》

● 対人賠償限度額	1名につき	30,000,000円
	1事故につき	300,000,000円
● 免責額	1事故につき	1,000円

【施設入園者傷害保険】

施設内で利用者がケガをした場合に、管理者が負担する賠償金を担保するもの(施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことが要件でないもの)。

● 死亡・後遺障害保険金額	1名につき	1,500,000円
● 入院保険金日額	1名につき	1,500円
● 通院保険金日額	1名につき	1,000円

6 管理経費

(1) 管理経費の効率化の考え方

ア 費用対効果を常に意識した運営

- 今までの管理運営実績を元に、常に費用対効果を意識した運営を行い、運営コストの見直し、削減を進めます。またそれを職員一人一人に徹底してまいります。自主による作業が可能な修繕や床石清掃、除雪作業などは極力行い、費用圧縮に努めます。



自主除雪作業



職員による道の駅駐車場縁石補修

イ 再委託コストの削減

- 保守管理等の再委託については、当事業団一括契約や複数年契約などにより効率的に費用の削減を行います。またイベント委託も、地域の伝統芸能や地元講師を依頼、集客と地域連携とコストのバランスを考え実施します。



地元小学校の龍おどり卒業公演

地元フラダンスチームの公演

ウ 造園保守管理の効率化

- 造園保守管理については、大型の作業機械を導入、作業員の効率化・省力化を図り、管理コストを圧縮します。



大型芝刈り機による頭刈り



ペントラックによる除草作業

6 管理経費

(2) 県委託料の額

総額及び年度内訳	契 約 額	県委託料上限額
総額(5カ年)	548,000千円	548,255千円
令和 6 年度	109,600千円	109,651千円
令和 7 年度	109,600千円	109,651千円
令和 8 年度	109,600千円	109,651千円
令和 9 年度	109,600千円	109,651千円
令和10年度	109,600千円	109,651千円

7 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

ア 施設長の人選の考え方

鳥取県中部の重要観光施設として、近隣旅館や観光施設及び各種関係団体と連携を推進することができる人物とします。

集客促進、健全経営に手腕を発揮できる人物とします。

お客様目線、利用者目線で運営に取り組める人物とします。

(その他の配置職員)

マネージャー	園長を補佐し、東郷湖南エリアの運営ができる経験豊富な職員を充てます。緊急時に園長不在の場合は、現場で陣頭指揮をとります。
主任・主事	それぞれ東郷池南エリアの集客、道の駅運営に責任を持ち、目標を達成できる職員を充てます。緊急時に園長不在なら現場で関係個所と連絡を取りながら対応します。

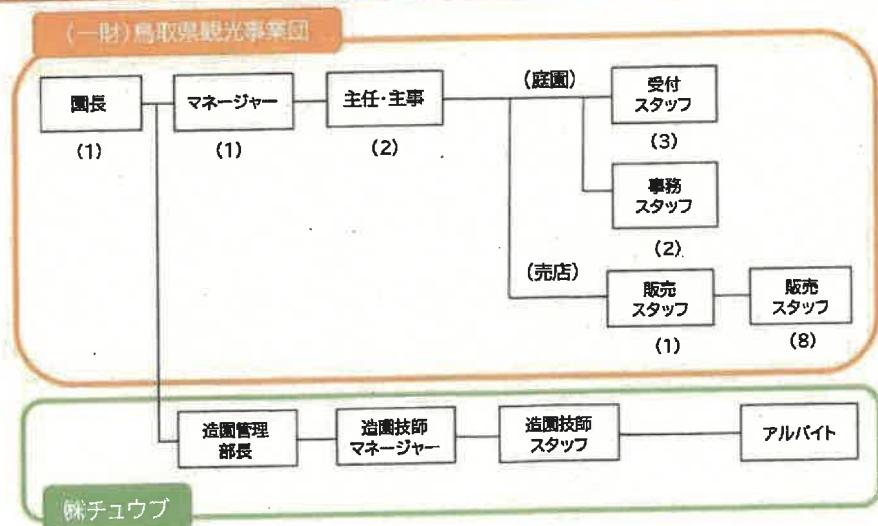
イ 実施体制の考え方

施設長をトップとした運営体制とし、各職員が複数業務を担うこと、また互いに業務をカバーしあうことにより最小の人員配置で効率的に業務を遂行、最大の成果を生み出します。

毎朝の朝礼、毎月の職員会議・道の駅定例会にて職員間のコミュニケーションを図ります。そして①連絡事項②お客様の声③安全配慮について「今すぐに取り組む事」と「課題」を共有、実施できる体制とします。

また、共有すべき事案や植栽管理に関する情報は、(株)チュウブへメールや電話にて伝達し、「早急な対応」、「課題の共有」を行います。

ウ 管理運営組織



7 組織及び職員の配置等

(2) 職員の職種等

	雇用 関係	月 勤務日数	担当する業務内容	現在の施設 職員の継続 雇用の可否	人件費 (千円)
園長	常勤	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の総括 ・関係機関との連携 ・人事・労務管理 ・財務管理 	可	7,567
マネージャー	"	"	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算業務 ・各種契約業務 ・施設管理業務全般 ・道の駅統括 	"	6,298
主事	"	"	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅関連業務全般 ・売店運営業務 ・飲食施設運営業務 ・各種教室及び体験事業 	"	4,223
主事	"	"	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント企画業務 ・営業広報業務 ・ホームページ管理業務 ・各種教室及び体験事業 	"	4,223
事務所スタッフ (臨時職員)	常勤	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種負担行為等会計業務 ・営業広報業務 ・ホームページ管理業務 ・各種教室及び体験事業 	"	2,456
"	"	"	<ul style="list-style-type: none"> ・各種負担行為等会計業務 ・園内受付、入場券販売 ・屋台企画、イベント補助業務 ・施設点検及び清掃 	"	2,456
受付スタッフ (臨時職員)	常勤	"	<ul style="list-style-type: none"> ・園内受付、入場券販売 ・屋台企画、イベント補助業務 ・施設点検及び清掃 	"	2,456
"	"	"	<ul style="list-style-type: none"> ・園内受付、入場券販売 ・屋台企画、イベント補助業務 ・施設点検及び清掃 	"	2,456
"	"	"	<ul style="list-style-type: none"> ・園内受付、入場券販売 ・屋台企画、イベント補助業務 ・施設点検及び清掃 	"	2,456

7 組織及び職員の配置等

	雇用 関係	月 勤務日数	担当する業務内容	現在の施設 職員の継続 雇用の可否	人件費 (千円)
売店スタッフ (臨時職員)	常勤	21日	・売店の仕入れ・在庫管理 ・売店の販売・接客業務 ・仕入業者、地元農家との調整	//	2,456
売店スタッフ (パート職員)	常勤	21日	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	2,385
//	//	21日	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	2,385
//	//	21日	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	2,385
//	非常勤	17日 (4時間)	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	1,013
//	//	17日 (4時間)	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	1,013
//	//	13日 (5時間)	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	971
//	常勤	21日	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	2,385
//	//	21日	・売店の販売・接客業務 ・飲食部門の調理提供 ・店内清掃	//	2,385
造園管理 部長	非常勤	7日	・植栽統括管理	可	2,010
造園技士 マネージャー	//	7日	・植栽管理	//	1,633
造園技士 スタッフ	//	7日	・植栽管理	//	1,340
計21名					56,952

7 組織及び職員の配置等

(3)現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

施設機能の活性化と入場者への良質なサービスを提供するため、「経験・実績を活かした管理運営のノウハウ」や「実践的なスキル」を備えた現在の施設職員を継続雇用するとともに、効果的な人材育成を図ることにより更なるサービス向上に努めます。

また当企業体は、勤続5年間を経過した職員は無期雇用を選択でき、安心して職務に専念できるよう配慮します。

(4)日常の職員配置

- 利用者に対して最高のサービスが提供できる人数を適正に配置します。
- 繁忙時は受付、道の駅など、すぐに現場のサポートに入れる体制とします。
- 開園前については施設安全点検、清掃、閉園後については施設内安全点検及び必要な場合は簡易な修繕を実施できる体制とします。
- 新しく加わる長和田公園は毎日巡視を行い、安全点検やお客様の利用状況を確認します。

[職員配置]

配置場所/職名		8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30
事務所	園長		事務所				園外		事務所			
	マネージャー		事務所	巡視	受付		事務所					
	主事		事務所			物販		事務所				
	主事	事務所	園外		受付		園外		事務所			
	事務スタッフ		事務所		休憩		事務所		園内			
	事務スタッフ		休									
受付	受付スタッフ		受付		休憩		受付		事務所			
	受付スタッフ	園内	受付		休憩		受付		事務所			
	受付スタッフ		休									
物販	販売スタッフ		レジ		休憩		レジ					
	販売スタッフ		テイクアウト			休憩	テイクアウト					
	販売スタッフ		休									
	販売スタッフ(4時間)					レジ						
	販売スタッフ(4時間)					休						
	販売スタッフ(5時間)					テイクアウト						
販売	販売スタッフ		レジ		休憩		レジ					
	販売スタッフ		休									

※ 「園内」は点検、清掃

※ 「巡視」は園内及び長和田地区、緑地部分、多目的広場の巡視

※ 「園外」は、営業、会議、研修、打合せなど

※ 事務所スタッフの昼休憩は、状況を見ながら交代する。

7 組織及び職員の配置等

(5)人材育成

●接遇、経理、管理運営業務など、観光施設職員として必要な接遇、コンプライアンス、ハラスメント対応など全職員に共通する課題については全体研修を行います。その職責や業務に併せた個別の研修も組織的に計画・実施します。

●燕趙園職員一人一人が鳥取県中部の主要観光施設であることを強く自覚し、運営をよりよいものしていくため、自分自身がスキルアップしていくことを心がけます。

消防訓練実施時にはAED研修も併せて実施します。また、地元の観光ガイドの会に所属し、地元の歴史、自然、街並み、産業を深く学び、お客様に地元のご案内も出来るよう自己研鑽に努めてまいります。

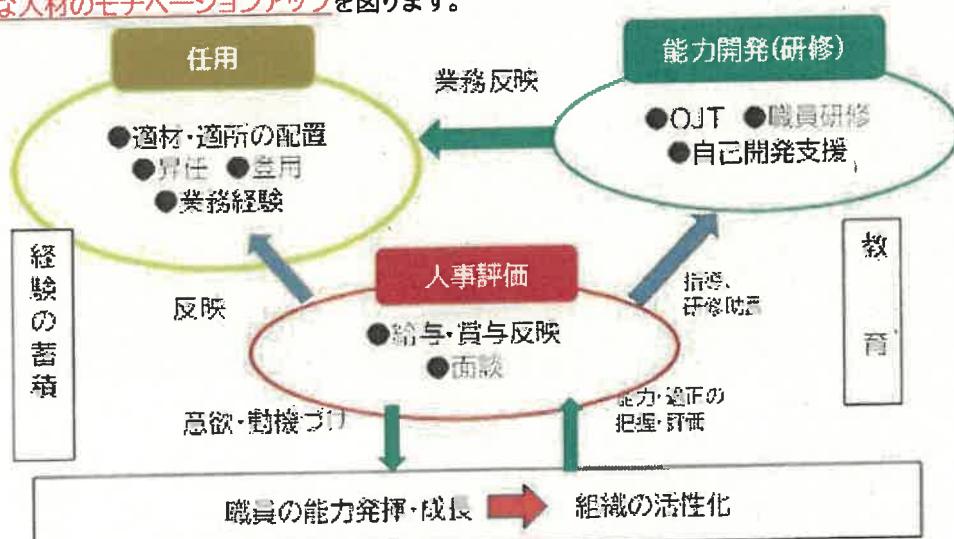


当事業団全体研修の様子

研修内容	対象者	回数
① 接遇研修(接客スキルの向上)	全職員	年1回程度
② 人権研修(人権意識の向上)	全職員	年1回程度
③ 救命救急(AED)講習(外部講師招聘)	全職員	年1回程度
④ 会計・税務等の研修(外部団体主催に参加)	会計担当者	年1回程度
⑤ 階層別研修(外部団体主催に参加)	個別育成計画に基づき	年1回程度
⑥ 観光ガイドの会研修	接客に従事する職員 (2~3名程度)	年6回程度
⑦ SNS情報発信に係る研修	情報発信担当者	年1回程度

*公園維持管理に係る人材の育成は、P38

●鳥取県の制度をベースとした人事評価制度を採用しています。自己の目標管理を通じて上司との対話による組織内目標との共通化、及び担当業務に必要な行動・能力を自覚、共有し、必要な能力開発等を行います。また勤務評価を実施し有益な取り組みを評価することで、組織を支える貴重な人材のモチベーションアップを図ります。



7 組織及び職員の配置等

(6)各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

施設の管理運営の役割は当財団が担います。造園保守管理の役割を㈱チュウブが担います。経費については造園保守管理に関する人件費、委託料、消耗品、花卉費用について算出、併せて費用計上します。また造園保守管理以外でも集客促進事業について併に取り組んでまいります。

(7)障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者の雇用計画はありません。

㈱チュウブは、公園維持管理部門で下記のとおり高齢者の雇用を計画しております。

区分	職種	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数
高齢者	維持管理	非常勤職員	7日	樹木管理作業、芝生管理作業、手取除草作業	12名
計				12名	

8 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

●観光事業団が管理している施設において、労働基準監督署より下記の指摘を受けました。すべて速やかに是正改善いたしております。

区分	違反法条項等	指摘内容	是正改善した具体的な内容
是正勧告	労基法第32条 第1項、第2項	労使で協定した月間の時間外労働上限時間を超過していた。	時間外労働に関する協定で定めた時間内を厳守します。手作業での勤怠管理を改め、勤怠管理システムを導入しました。
	労基法第37条 第1項	振替出勤を行った際、振替休日は取得したが、週内の所定労働時間を超過しており、時間外手当の算定時間から漏れていった。	時間外労働に対し、割増賃金の不足額を令和4年8月1日に遡及して12月21日支払いました。手作業での勤怠管理を改め、勤怠管理システムを導入しました。
	労基法第106条 第1項	36協定を職場内に掲示していなかった。	規定集綴り内に協定書を綴り、職員が閲覧できるようにしました。
	労基法第108条	労働者各人別に賃金台帳に労働時間数を記入していないかった。	労働者各人の労働時間数を別表として賃金台帳に添付することにしました。
	安衛法 第12条の2	衛生推進者の選任漏れがあった。	衛生推進者を選任しました。
	安衛法第66条 (労衛則51条の2)	健康診断の結果、異常所見が認められた労働者に対し、当該年度内に医師の意見聴取が行われていない。	健康診断の結果、異常の初見が認められた労働者に対し、医師の意見聴取を行います。

9 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(当財団)

- ア 常用労働者数が43.5人以上の事業者であり
 法定雇用率を達成している。
 法定雇用率を達成していない。
イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、
 障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
 障がい者を雇用していない。

(㈱チュウブ)

- ア 常用労働者数が43.5人以上の事業者であり
 法定雇用率を達成している。
 法定雇用率を達成していない。
イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、
 障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
 障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

(当財団)

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
 男女共同参画推進企業に認定されていない。

(㈱チュウブ)

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
 男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

(当財団)

- ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて
 認証登録されている。
 認証登録されていない。

(㈱チュウブ)

- ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて
 認証登録されている。
 認証登録されていない。

9 法人等の社会的責任の遂行状況

(4)あいサポート企業等の認定

(当財団)

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

(株)チュウブ

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

(5)鳥取県家庭教育推進協力企業としての協定締結

(当財団)

- 鳥取県家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。

10 その他の計画等

(1)管理業務の移行計画

該当はありません。

(2)他の施設管理の実績

(当財団管理施設)

【チュウブ鳥取砂丘こどもの国】

管理開始年:1999年(平成11年) 年間利用者数:約14万人

住所:鳥取市浜坂 1157-1

- 鳥取県の子育て支援の中心施設となるべく、「親子ふれあい」「創作体験」「学習機能的」など多彩な事業を実施し広く発信
- 花畠の造成、アスレチック遊具の新設など、自主的な設備投資でサービスを向上



【とっとり賀露かにっこ館】

管理開始年:2019年(平成31年) 年間利用者数:約30万人

住所:鳥取市賀露町西3丁目 27-2

- より魅力的に多様な水生生物を紹介するため、「県魚ヒラメのえさやり体験」「バックヤードツアー」等を新設し利用増
- 地元自治体やこども会と連携した「みなとオアシス」事業や海岸清掃活動等で賀露地域の活動拠点として地域振興に貢献



【氷ノ山自然ふれあい館響の森】

管理開始年:1999年(平成11年)

年間利用者数:約5万人

- 自然観察会等の指導資格を持った専門職員が質の高い事業を実施し、氷ノ山のビジターセンターとして広く情報発信
- 「親子自然研究クラブ」「エコツアーア」「企画展」等を開催する体験プログラムを年間通じて実施し高評価



【東郷湖羽合臨海公園】

管理開始年:1979年(昭和54年) ※前身団体管理期間を含む

年間利用者数:約25万人 住所:東伯郡湯梨浜町藤津 650

- 共同事業体構成団体である株式会社チュウブとともに、「あじさい園」整備、「バタフライガーデン」「ドッグラン」新設など毎年新たなスポットを造成し施設の魅力向上
- ウォーキングイベント、教室等実施し住民の健康づくりの環境を充実



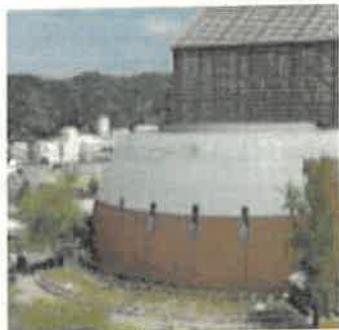
10 その他の計画等

【鳥取二十世紀梨記念館】

管理開始年:2009年(平成21年) 年間利用者数:約11万人

住所:倉吉市歓経寺町198-4

- 梨産業活性化に寄与するため、梨栽培の普及を図り「鳥取梨つくり大学」「梨のなんでも相談室」「ジョイント栽培コンクール」等を実施
- 梨の魅力発信と通販サイトの利便性向上等により梨の売上数が飛躍的に増加



【夢みなとタワー】

管理開始年:1998年(平成10年) 年間利用者数:約8万人

住所:境港市竹内団地255-3

- 環日本海諸国の文化物産紹介のため、「韓国料理ふるまい」「マトリョーシカ絵付け体験」など新規取組で話題を作り集客増
- 新日本海新聞社大型イベント、周辺施設と連携した「公園まつり」、多目的ホール無料開放活用、大型クルーズ船客対応等、様々な客層に訴求する事業展開で年間利用者数を確保



【とつとり花回廊】

管理開始年:1999年(平成11年) 年間利用者数:約27万人

住所:東伯郡南部町鶴田110

- 毎年度ごと異なる植栽テーマを設け、植物の新たな見せ方を提案。高い管理技術で利用者の満足度を高めておりグーグル、旅行誌等の口コミ評価では常時高評価を獲得。鳥取県の観光拠点としての地位を確立
- 韓国、台湾、上海等で現地セールスを行いインバウンドを誘客



【青谷かみじち史跡公園】(令和5年11月より管理運営開始予定)

《事業計画概要》

- 鳥取県ミュージアムネットワークに加盟し、関連施設と相互連携をはかり効果的な情報発信
- 教育旅行を中心企画を造成し、情報説明会・共同事業体構成団体(株式会社チュウブ)との共同セールス実施

※年間利用者数は令和4年度実績

10 その他の計画等

(チュウブ運営・管理施設)

○潮風の丘とまり(湯梨浜町)

グラウンドゴルフ発祥の地であり、岬コース、インコース、アウトコースの各 8 ホール 3 コースの専用コースを楽しめます。運営維持管理を行なっております。



○レークサイド大栄(北栄町)

大型複合遊具、約 12000 m²の芝生広場、各 9 ホール 3 コースのグラウンドゴルフ専用コースがあり、幅広い年代の方にご利用いただいております。このほかにも北条オートキャンプ場、お台場公園、蜘蛛家山山菜の里の施設運営管理を行なっております。



○夕日の丘神田 山香荘(大山町)

人工芝グラウンド 1 面、天然芝グラウンド 1 面のほかにグラウンドゴルフコースやキャンプ場があり、これらの施設の運営維持管理を行っております。



○米子市体育施設 (米子市)

どらドラパーク米子、淀江運動公園、各地区体育館等の天然芝グラウンド、樹木や植込み等の緑地帯管理を行なっております。



10 その他の計画等

(3)その他(特記すべき事項があれば記入してください。)

ア SDGsへの取り組み

持続可能な社会づくりのためSDGs宣言を行っています。

【SDGs10】人や国の不平等をなくそう

- お客様に中国庭園や中国雑技ショー・イベントなどを通じ中国文化にふれていただく機会を提供します。また中国との民間交流を推進します。

【SDGs11】住み続けられるまちづくりを

地元の学生さんに燕趙園を通じて地元の良いところを知っていただき、地元に誇りを持てるよう各種事業に取り組んでまいります。

- 地元小学校の龍おどりチームの発表の舞台(卒業公演)を提供し、生徒さんのよき思い出となるようサポートします。
- 地元中高一貫校の授業カリキュラムとして燕趙園での生徒さんの自主イベントや展示会などを実施しています。今後も様々な学びが行えるよう、受け入れ体制を整え、協力してまいります。
- 地元小学校や短期大学の職場訪問を受け入れ、園内の案内、仕事の内容などを分かりやすく説明します。一方通行ではなく、生徒さんの質問に答えることで、地元の良さを伝えられるよう努力します。



一般財団法人鳥取県観光事業団 中国庭園燕趙園 SDGs宣言

一般財団法人鳥取県観光事業団 中国庭園燕趙園は、

持続可能な開発目標(SDGs)に取り組むことを宣言いたします。

◎重点的に取り組む目標◎

地元小学校職場訪問



◎具体的な取り組み◎

・中国の皇帝が造り残した皇帝園林方式の中国庭園についての園内案内での説明、中国文化公演(中国雑技ショー)などを通し、来園者の皆様に中国文化に触れていただけ。(目標:10)

・敷地内多目的広場、芝生広場をグラウンドゴルフ等のレクリエーション活動に利用しやすい場所づくりや、体力向上、健脚強化を目的とした太極拳教室や園内風景を活用した中華コスプレ大会などイベントを定期的に開催し、長辺地域の方が楽しんで健康的に住み続けられる環境づくりに努める。(目標:3, 11)

・鳥取県環境管理システム審査登録制度(認定:TEAS)Ⅱ種を取得している団体として、引き締き釣水や節電、AR、エコ商品の使用など、環境負荷の軽減、環境への配慮に取り組む。(目標:6, 7, 13)

地元中学校の職場体験

中国庭園 燕趙園

東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の
管理業務に関する事業計画書

【添付資料】



東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ



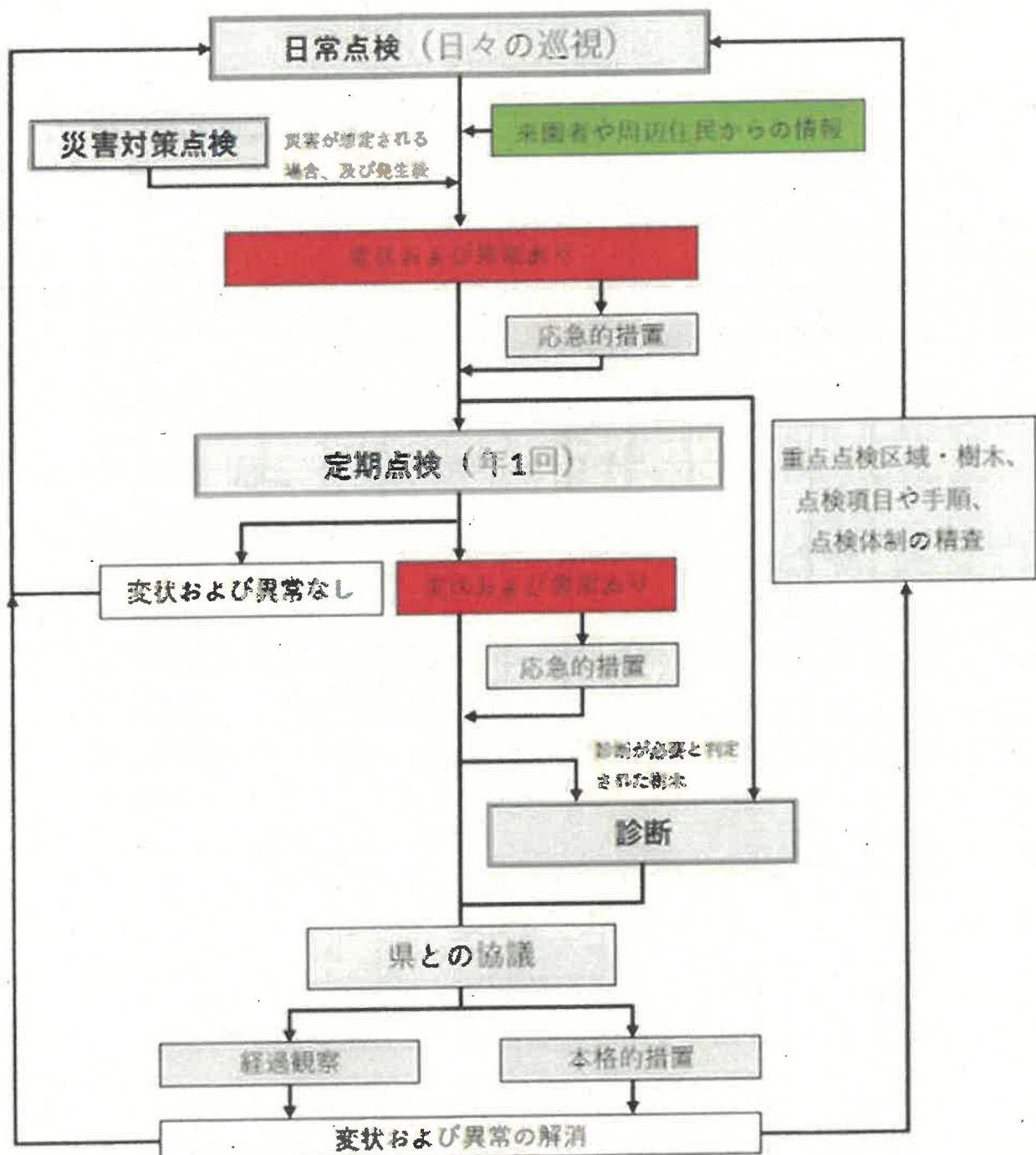
東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する事業計画書別添

目 次

別添 植栽管理業務に係る資料

別添 1 点検・診断の各種作業相互関係フロー図	1
別添 2 ハス・ボタン管理標準作業	2
別添 3 公園維持管理工事標準仕様書	3
別添 4 計画工程表	7

(別添1 点検・診断の各種作業相互関係フロー図)



(別添2 ハス・ボタン管理標準作業)

ハス管理標準作業(燕趙園)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
花			花芽分化				開花					
植え替え			→									
追肥				追肥				追肥		葉刈後 元肥		
害虫防除			→									

(留意点)ハスの面積は約250m²で、植え替えは、ハスの育成を考慮して適時行うこと。
順次植え替えし、燕趙園の魅力のひとつとなっているハスの管理を適切に行うこと。

ボタン管理標準作業(燕趙園ボタン園)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
花				開花		花芽分化						
植樹									→			
追肥						おお肥		追肥		葉刈後 元肥		
病害虫防除	石灰 石灰合材	→	殺菌剤			殺虫剤		殺菌剤		殺虫剤		
駆き薬												
剪定					花芽選 別			葉刈り		葉枯病 防治		
支柱立て			支柱込み					撤収				

(別添3 公園維持管理工事標準仕様書)

公園維持管理工事標準仕様書

2.2 施工の一算工法

1 畠工場

- (1) 枝 技
枝根が生きるときに適用する。
枝根が生きないときにとすると、
断根すべき時は、決るものとする。

(2) 水 小水・低木・特長樹木・先端葉・花被葉の管理工事に適用する。

- (3) 剪切 伸芽根におかされている時(以下「剪切」)
新芽(おばな)といふ。
この工事には、お葉となる植物の特性、当
該管理工事の目的及び当該管理工事が対象植物に及
ぼす影響の度合などによって剪切し、特に下記のと
しての植物に対する細心の注意と警慎をもって當た
るよう努めるものとする。

イ) 削根(かくねん)
ロ) 切葉(きつよう)

二) 茎(じやう)
木(木びこ)・根(こんご)

木(木びこ)・根(こんご)
ヘラムシ(火消木)

トド付枝

付枝

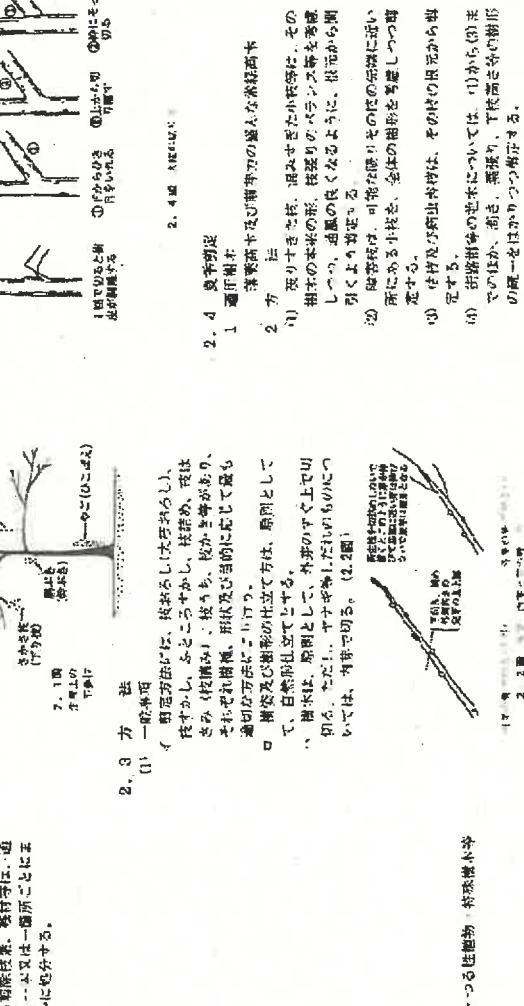
木(木びこ)・根(こんご)

1.6 薙(け)

- この工事により発生する有害性系、害付系は、道
行等の生物となり、一方では一箇所ごとに玉
止め、作業終了後は速やかにせしめる。

1.6.1 亂木

C



1. 方(方木) (2面)

2. 方(方木) (2面)

3. 方(方木) (2面)

4. 支子(支撑) (2面)

5. 留木(留木) (2面)

6. 斜面(斜面) (2面)

7. 脱木(脱木) (2面)

8. 通穴(通穴) (2面)

9. 剥皮(剥皮) (2面)

10. 剥枝(剥枝) (2面)

11. 削根(削根) (2面)

1.7 材料(資材)

- この工事により発生する有害性系、害付系は、道
行等の生物となり、一方では一箇所ごとに玉
止め、作業終了後は速やかにせしめる。

1.7.1 亂木

C

2.3 施工の一算工法	2.3.1 亂木		2.3.2 方木
	1. 方(方木)	2. 方(方木)	
2.3.1.1 乱木	1. 方(方木) (2面)	1. 方(方木) (2面)	2. 方(方木) (2面)
(1) 亂木の切り方	(1) 亂木の切り方	(1) 亂木の切り方	(1) 亂木の切り方
(2) 亂木の剪定	(2) 亂木の剪定	(2) 亂木の剪定	(2) 亂木の剪定
2.3.1.2 方木	1. 方(方木) (2面)	2. 方(方木) (2面)	3. 方(方木) (2面)
(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方
(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定
2.3.2.1 方木	1. 方(方木) (2面)	2. 方(方木) (2面)	3. 方(方木) (2面)
(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方
(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定
2.3.2.2 方木	1. 方(方木) (2面)	2. 方(方木) (2面)	3. 方(方木) (2面)
(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方
(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定

2.3 施工の一算工法

1. 方(方木)

- (1) 亂木の切り方
乱木の切り方
- (2) 方木の切り方
方木の切り方

2. 方(方木)

- (1) 方木の切り方
方木の切り方

3. 方(方木)

- (1) 方木の切り方
方木の切り方

4. 支子(支撑)

- (1) 支子(支撑)の切り方
支子(支撑)の切り方

5. 留木(留木)

- (1) 留木(留木)の切り方
留木(留木)の切り方

6. 斜面(斜面)

- (1) 斜面(斜面)の切り方
斜面(斜面)の切り方

7. 脱木(脱木)

- (1) 脱木(脱木)の切り方
脱木(脱木)の切り方

8. 通穴(通穴)

- (1) 通穴(通穴)の切り方
通穴(通穴)の切り方

9. 剥皮(剥皮)

- (1) 剥皮(剥皮)の切り方
剥皮(剥皮)の切り方

10. 剥枝(剥枝)

- (1) 剥枝(剥枝)の切り方
剥枝(剥枝)の切り方

11. 削根(削根)

- (1) 削根(削根)の切り方
削根(削根)の切り方

2.4 施工の一算工法	2.4.1 亂木		2.4.2 方木
	1. 方(方木)	2. 方(方木)	
2.4.1.1 亂木	1. 方(方木) (2面)	1. 方(方木) (2面)	2. 方(方木) (2面)
(1) 亂木の切り方	(1) 亂木の切り方	(1) 亂木の切り方	(1) 亂木の切り方
(2) 亂木の剪定	(2) 亂木の剪定	(2) 亂木の剪定	(2) 亂木の剪定
2.4.1.2 方木	1. 方(方木) (2面)	2. 方(方木) (2面)	3. 方(方木) (2面)
(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方	(1) 方木の切り方
(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定	(2) 方木の剪定

2. 9 感知法

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査
立ち又は小部損傷が予想される場合

2. 方 法

(1) 2. 8 の(1)より(2)までに並する。

2. 10 人刈り法

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査
又は大きさ等を考慮する場合

2. 方 法

(1) 2. 8 の(1)及び(2)までに準ずる。

(2) 地面附近では、全体としてまとまりのある形
状となるように配置する。

(3) 当該部分内にあって作業する場合は、必
要に応じて、出入り部分の低木を掘り取り、
作業に必要な場所に位置させておき、十分養水する。

(4) 乾燥防止及び枯れ木の養生の上に行
う手等には、初期工事の当該工事に準ずる。

2. 12 伐業取扱い及び除害

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査
立ち又は小部損傷が予想される場合

2. 方 法

(1) 2. 8 の(1)より(2)までに並する。

2. 13 ごみ収集及び搬出

1. 潮用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 割り取った枝葉は、監督員の承認を得て、枝
葉、大差の段階にて、一方又は全然を当該区域の内
に散らすことができる。

2. 14 生糞排泄

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) クモの糞糞を取扱いたる他、他の糞を取扱か
たり取り、下糞をそろえ、一定の場所を止め
て可否を判定し、枝の糞糞を行う。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 15 特殊施設

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査
立ち又は小部損傷が予想される場合

2. 方 法

(1) (1)及び(2)の後、こもで外側から覆い、美
紀を考慮しつつ、下部から上面に刈られて参
き上げる。

(2) 放水性、一定期間において、これを貯外
す。

(3)原則として、取付け時期は放水の後とし、
貯外しが終日口の時とする。放水性が他の外
し発送日に於ける場合は、監督員と協議して定め
る。

2. 16 支柱設置及び樹根被覆

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 支柱が、され、構造、諸条件で最も
低い場合は、支柱を切り口をそぞろえて切り
取る。

(2) 木先が、され、構造、諸条件で最も
低い場合は、その部分を切り取る。

(3) シェル部分について(1)及び(2)のほか、斧
锯の慣れている部分について(1)及び(2)のほか、斧
鋸を用いて、下方から見ればよく斬ききとけり。

(4) 乾燥防止及び枯れ木の養生の上に行
う手等には、初期工事の当該工事に準ずる。

2. 17 施 工

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 支柱設置は、原則として幹の高さ1.5m
内外の位置とし、既設げ位置よりも下部に下枝
のある場合は、当該下枝にも処理する。

(2) 腐食性の樹木は、既設げ位置よりも上部に根
が生長する場合は、支柱と樹木との距離に取扱ふこと
を除く。

(3) 幹の相殺は、不適当な場合は、事
業者が決定し、新幹底下部の樹木と互に
それに対応する。

2. 18 施工防護

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 木先が、され、構造、諸条件で最も
低い場合は、支柱をそぞろ、一定の場所を止め
て可否を判定し、枝の糞糞を行ふ。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 19 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 第1回の糞糞の際に刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 20 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) ドザー等においては、馬打「衣口25mm以上」
で走行して走り、動かないよう距離を保つこと。
ロ、機械操作及び使用範囲は、竹などによる
記に記載する。走行区域は、監視員と監督員
として、機械直結り注文により警戒係をさせ
ること。

2. 21 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せつけたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 22 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) ドザー等においては、馬打「衣口25mm以上」
で走行して走り、動かないよう距離を保つこと。
ロ、機械操作及び使用範囲は、竹などによる
記に記載する。走行区域は、監視員と監督員
として、機械直結り注文により警戒係をさせ
ること。

2. 23 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せつけたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 24 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) ドザー等においては、馬打「衣口25mm以上」
で走行して走り、動かないよう距離を保つこと。
ロ、機械操作及び使用範囲は、竹などによる
記に記載する。走行区域は、監視員と監督員
として、機械直結り注文により警戒係をさせ
ること。

2. 25 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せつけたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 26 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せつけたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 27 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 28 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 29 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 30 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 31 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 32 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 33 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 34 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 35 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 36 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

(2) 植葉の相殺が発生には、必要に応じて、枝
の相殺を行はずすよう、枝の糞糞を行ふ。

(3) 第1回の糞糞の際にに刈込まれないで、
糞糞の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立
ていく。特に、ヒノキ及びサクラのようにな
れない。地元に於ける竹林がであればこ
れを採取し、除外したこもとともに、監督員
の指定する新所に運搬し、適やかに埋め入
れとする。ただし、相殺により、又は生育の
度合いにより、この点により弱い場合は、監
督員と協議して決める。

2. 37 施工監視

1. 運用樹木、常葉低木及び灌木の検査

2. 方 法

(1) 売り方による場合は、木先を下枝か
枝を下枝と見せ分けたり。枝の糞糞を行ふこと
を除く。

3. 8 エアレーション

1 滲用地被
芝 畑

2 方 法

(1) 人力による場合。

農業用フオーケ等で被土に穴を開ける。
穴の詰め及び間隔は、1.5cm内外とし、芝生全面に行かなければよろしくある。

(2) 機械による場合

イ 種を取り除いた後、専用機械（エアレーター）によりガーデニングを行う。
ロ 刈り取った上被は、均一に整きなさい。

3. 9 淹 木

1 滲用地被
地被全般

2 方 法

(1) 所定灌水量を全面に行き渡るよう均一に撒水する。

(2) 灌水量は、夏季は、日中を避け、朝又は夕方にを行う。冬季は、日中を行う。

(3) 灌水量は、特記による。

(4) 灌水量は天候などを考慮し、監督員と協議の上実施する。

3. 10 花壇管理

1 滲用地被
草花及び野草

2 方 法

(1) 除作り、材料及び植え付け
仕様は初期工事の当該仕様に準ずる。

(2) 管理
イ 植え替えは、花の綺わった草花及び枯れた草花を取り除き、新しい草花に植替える。
植替は材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる
ロ 同時に花壇内の除草及び清掃を行う。除草方法は、3. 4 の 2 (1) 又は (2) に準ずる。

3. 11 築 壁

1 滲用地被
並れた地被の植替え及び用掛繩張等に伴う新規地被

2 方 法

材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる。

(別添4 計画工程表)

工種	作業区分 選択	計画工程表												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
芝生	刈り込み 5回	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	施肥耕作 2回	■					■	■	■					
	人力耕耘 2-3回	■	■	■	■	■	■	■	■					
	月上り芝 肥料撒播	■	■	■	■	■								状況に応じて
	灌水 2回					■	■	■	■					
	施肥 2回	■	■	■	■	■	■	■	■					
	病害虫防除 2回	■					■							
	施肥定植 1回									■				
	病害虫防除 2回		■	■			■	■						必要に応じて
	施肥(定期)		■	■							■			
高木	施肥(定期) リサイクル施肥									■				
	剪定 1回										■			
	病害虫防除 2回			■	■									
	施肥(定期)										■			
	剪定(冬期) リサイクル施肥											■		
中木	剪定 1回										■			
	病害虫防除 2回		■	■			■	■						
	施肥(定期)													
	剪定(冬期) リサイクル施肥											■		
低木	剪定 1回		■	■	■	■	■	■	■					
	病害虫防除 2回		■	■			■	■						必要に応じて
	施肥(定期)													
	施肥(定期) リサイクル施肥										■			
地被	施肥													
	人工芝草 3-6回	■	■	■	■	■	■	■	■					
樹林地	灌水 2回													
	剪定 2-3回	■	■	■	■	■	■	■	■					
	剪定 3-6回	■	■	■	■	■	■	■	■					
	施肥草 2回	■	■	■	■	■	■	■	■					
	病害虫防除 2回	■	■	■	■	■	■	■	■					
園路広場	石造り込み	■	■											
	整剪定		■	■	■	■	■	■	■					
	石等固定・撤引		■	■	■	■	■	■	■					
フジ	病害虫防除 3回		■	■	■	■	■	■	■					
	施肥-撒播 3回		■	■	■	■	■	■	■					
	施肥 4回(100g/3kg)		■	■	■	■	■	■	■					
	病害虫防除 4回		■	■	■	■	■	■	■					
	マルチング		■	■										
ボタン	剪定		■	■	■	■	■	■	■					
	石等固定-撤引		■	■	■	■	■	■	■					
	病害虫防除 3回		■	■	■	■	■	■	■					必要に応じて
	施肥-撒播 3回		■	■	■	■	■	■	■					
	施肥 4回		■	■	■	■	■	■	■					
ハス池250m	マルチング		■	■	■	■	■	■	■					
	剪定		■	■	■	■	■	■	■					
	施肥 3回		■	■	■	■	■	■	■					
	施用りんご液													
	花管理 4回		■	■	■	■	■	■	■					
シバザクラ	リサイクル		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	施肥		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	病害虫防除													
	灌水					■	■	■	■					
	補足等	■												

(様式3-1)

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ)

(単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備 考
収入項目	利用料収入	16,368	16,368	22,304	22,632	22,960	
	自動販売機収入	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
	その他の収入	56,897	56,997	54,563	55,305	56,047	
	県委託料	109,600	109,600	109,600	109,600	109,600	
	収入合計(A)	184,165	184,265	187,767	188,837	189,907	
支出項目	人件費(常勤職員)	42,030	42,147	42,520	42,693	42,958	
	人件費(非常勤職員)	14,922	14,922	14,922	14,922	14,922	
	施設維持管理費	48,885	48,858	49,858	50,157	50,358	
	修繕費	2,500	2,500	3,500	3,500	3,500	
	イベント経費	31,295	31,295	33,295	33,308	33,439	
	その他の経費	44,533	44,543	43,672	44,257	44,730	
支出合計(B)		184,165	184,265	187,767	188,837	189,907	

(注1) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注2) 各年度ごとの収支計画は別紙(様式3-2)に記入すること。

(様式3-2)

令和6年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する収支計画書
法人等の名称(東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ)

(単位:千円)

		内 訳	金 額
収入項目	利用料収入		16,368
	自動販売機収入	令和4年度と比べて2台増	1,300
	その他の収入	チャイナドレスレンタル料、貸し更衣室、コイえさ、屋台、中国茶藝館、道の駅浜詠園売店、老龍頭、中国雑技ショー	56,897
	県委託料		109,600
	収入合計(A)		184,165
支出項目	人件費(常勤職員)		42,030
	人件費(非常勤職員)		14,922
	施設維持管理費	消耗品費 ·トイレバーバー、事務用品等 印刷製本費 ·チケット、パンフレット等 通信運搬費 ·電話代等 手数料 ·公用車点検整備料等 保険料 ·入園者傷害保険等 使用料及び賃借料 ·公用車、パーキング、駐車場、トイレクリーナー、マット、固定電話等 水光熱費 ·水道代 植栽維持管理費 委託料 ·清掃、EV保守、廃棄物収集、機械整備、除雪、Cセンター等 負担金 ·各種負担金 租税公課 ·消費税等 その他 ·企業年金保険料、会計システム等保守管理、減価償却費等	48,885 2,200 730 500 100 800 2,000 2,500 21,017 6,811 100 5,114 7,013 2,500
	修繕費	各種修繕	31,295
	イベント経費	賃金 ·アルバイト賃金 旅費交通費 ·県内外営業旅費 食料費 ·各種打合せ 消耗品費 ·イベント用品、レンタル用チャイナドレス 印刷製本費 ·チラシ等 通信運搬費 ·パンフレット送付 広告宣伝費 ·TV、ラジオ、新聞広告、SNS広告 手数料 ·送客手数料 使用料及び賃借料 ·冷風扇、展示品借り上げ等 委託料 ·中国芸術文化公演、花火委託、中国楽器演奏公演等 報償費 ·地元伝統芸能公演、各種教室講師等 負担金 ·夏期イベント、各種負担金 その他 ·SNS分析ツール、その他広報営業関係費	400 500 50 1,700 1,000 50 1,300 1,200 410 18,670 800 4,232 983
	その他の経費	材料費 ·庭園側(コイえさ、屋台、中国茶藝館) ·道の駅売店 ·老龍頭 その他 ·道の駅、老龍頭売店消耗品、使用料及び賃借料、委託料等 本部経費	1,320 23,624 9,085 5,604 4,900
	支出合計(B)		184,165

(注1) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(様式3-2)

令和6年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ)

(単位:千円)

		内 訳	金 額
収入項目	利用料収入		16,368
	自動販売機収入	令和4年度と比べて2台増	1,300
	その他の収入	チャイナドレスレンタル料、貸し更衣室、コイえさ、屋台、中国茶藝館、道の駅新潟圓商店、老龍頭、中国雑技ショー	56,897
	県委託料		109,600
	収入合計(A)		184,165
支出項目	人件費(常勤職員)		42,030
	人件費(非常勤職員)		14,922
	消耗品費	・トイレットペーパー、事務用品等	48,885
	印刷製本費	・チケット、パンフレット等	2,200
	通信運搬費	・電話代等	730
	手数料	・公用車点検整備料等	500
	保険料	・入園者傷害保険等	100
	施設維持管理費	使用料及び賃借料・公用車、バリコンース、駐車場、トイレクリーナー、マット、固定電話等	800
	水光熱費	・水道代	2,000
	植栽維持管理費		2,500
修繕費	委託料	・清掃、EV保守、廃棄物収集、機械整備、除雪、Cセンター等	21,017
	負担金	・各種負担金	6,811
	租税公課	・消費税等	100
	その他	・企業年金保険料、会計システム等保守管理、減価償却費等	5,114
	修繕費	各種修繕	7,013
			2,500
			31,295
	賃金	・アルバイト賃金	400
	旅費交通費	・県内外営業旅費	500
	食料費	・各種打合せ	50
イベント経費	消耗品費	・イベント用品、レンタル用チャイナドレス	1,700
	印刷製本費	・チラシ等	1,000
	通信運搬費	・パンフレット送付	50
	広告宣伝費	・TV、ラジオ、新聞広告、SNS広告	1,300
	手数料	・送客手数料	1,200
	使用料及び賃借料	・冷風扇、展示品借り上げ等	410
	委託料	・中国芸術文化公演、花火委託、中国楽器演奏公演等	18,670
	報償費	・地元伝統芸能公演、各種教室講師等	800
	負担金	・夏期イベント、各種負担金	4,232
	その他	・SNS分析ツール、その他広報営業関係費	983
その他の経費			44,533
	材料費	・庭園側(コイえさ、屋台、中国茶藝館)	1,320
		・道の駅商店	23,624
		・老龍頭	9,085
	その他	・道の駅、老龍頭商店消耗品、使用料及び賃借料、委託料等	5,604
支出合計(B)	本部経費		4,900
			184,165

(様式3-2)

令和7年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ)

(単位:千円)

		内 訳	金 額
収入項目	利用料収入		16,368
	自動販売機収入	令和4年度と比べて2台増	1,300
	その他の収入	チャイナドレスレンタル料、貸し更衣室、コイえさ、屋台、中国茶藝館、道の駅燕趙園売店、老龍頭、中国雜技 ショー	56,997
	県委託料		109,600
	収入合計(A)		184,265
支出項目	人件費(常勤職員)		42,147
	人件費(非常勤職員)		14,922
	施設維持管理費	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 保険料 使用料及び賃借料 水光熱費 植栽維持管理費 委託料 負担金 租税公課 その他	48,858 2,200 730 500 100 800 2,000 2,500 21,017 6,784 100 5,114 7,013 2,500
	修繕費	各種修繕	31,295
	イベント経費	賃金 旅費交通費 食料費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 広告宣伝費 手数料 使用料及び賃借料 委託料 報償費 負担金 その他	400 500 50 1,700 1,000 50 1,300 1,200 410 18,670 800 4,232 983 44,543
	その他の経費	材料費 その他 本部経費	1,320 23,624 9,085 5,614 4,900
	支出合計(B)		184,265

(様式3-2)

令和8年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ)

(単位:千円)

		内 訳	金 額
収入項目	利用料収入		22,304
	自動販売機収入	令和4年度と比べて2台増	1,300
	その他の収入	チャイナドレスレンタル料、貸し更衣室、コイえさ、屋台、中国茶藝館、道の駅燕趙園売店、老龍頭、中国雑貨 ショー	54,563
	県委託料		109,600
	収入合計(A)		187,767
支出項目	人件費(常勤職員)		42,520
	人件費(非常勤職員)		14,922
	消耗品費	・トイレットペーパー、事務用品等	2,200
	印刷製本費	・チケット、パンフレット等	730
	通信運搬費	・電話代等	500
	手数料	・公用車点検整備料等	100
	保険料	・入園者傷害保険等	800
	施設維持管理費	使用料及び賃借料・公用車、パソコン・駐車場、トイレクリーナー、マット、固定電話等	2,000
	水光熱費	・水道代	2,500
	植栽維持管理費		21,017
	委託料	・清掃、EV保守、廃棄物収集、機械整備、除雪、Cセンター、植栽関係等	7,784
	負担金	・各種負担金	100
	租税公課	・消費税等	5,114
	その他	・企業年金保険料、会計システム等保守管理、減価償却費等	7,013
	修繕費	各種修繕	3,500
			33,295
イベント経費	賃金	・アルバイト賃金	400
	旅費交通費	・県内外営業旅費	500
	食料費	・各種打合せ	50
	消耗品費	・イベント用品、レンタル用チャイナドレス	1,700
	印刷製本費	・チラシ等	1,000
	通信運搬費	・パンフレット送付	50
	広告宣伝費	・TV、デジタル、新聞広告、SNS広告	1,800
	手数料	・送客手数料	1,600
	使用料及び賃借料	・冷風扇、展示品借り上げ等	510
	委託料	・中国芸術文化公演、花火委託、中国楽器演奏公演等	18,670
	報償費	・地元伝統芸能公演、各種教室講師等	800
その他の経費	負担金	・夏期イベント、各種負担金	5,232
	その他	・SNS分析ツール、その他広報営業関係費	983
			43,672
	材料費	・庭園側(コイえさ、屋台、中国茶藝館)	1,005
		・道の駅売店	22,947
本部経費	老龍頭		8,840
	その他	・道の駅、老龍頭売店消耗品、使用料及び賃借料、委託料等	5,980
	本部経費		4,900
支出合計(B)			187,767

(様式3-2)

令和9年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ)

(単位:千円)

		内 訳	金 額
収入項目	利用料収入		22,632
	自動販売機収入	令和4年度と比べて2台増	1,300
	その他の収入	チャイナドレスレンタル料、貸し更衣室、コイえさ、屋台、中国茶藝館、道の駅燕趙園売店、老龍頭、中国雜技ショー	55,305
	県委託料		109,600
	収入合計(A)		188,837
支出項目	人件費(常勤職員)		42,693
	人件費(非常勤職員)		14,922
	消耗品費	・トイレットペーパー、事務用品等	2,200
	印刷製本費	・チケット、パンフレット等	730
	通信運搬費	・電話代等	500
	手数料	・公用車点検整備料等	100
	保険料	・入園者傷害保険等	800
	使用料及び賃借料	・公用車、パーソンリー、駐車場、トイレクリーナー、マット、固定電話等	2,000
	施設維持管理費		2,500
	水光熱費	・水道代	21,017
	植栽維持管理費		8,083
	委託料	・清掃、EV保守、廃棄物収集、機械警備、除雪、Cセンター、植栽関係等	100
	負担金	・各種負担金	5,114
	租税公課	・消費税等	7,013
	その他	・企業年金保険料、会計システム等保守管理、減価償却費等	3,500
	修繕費	各種修繕(3,500)	33,308
イベント経費	賃金	・アルバイト賃金	400
	旅費交通費	・県内外営業旅費	500
	食料費	・各種打合せ	50
	消耗品費	・イベント用品、レンタル用チャイナドレス	1,700
	印刷製本費	・チラシ等	1,000
	通信運搬費	・パンフレット送付	50
	広告宣伝費	・TV、ラジオ、新聞広告、SNS広告	1,800
	手数料	・送客手数料	1,600
	使用料及び賃借料	・冷風扇、展示品借り上げ等	510
	委託料	・中国芸術文化公演、花火委託、中国楽器演奏公演等	18,670
	報償費	・地元伝統芸能公演、各種教室講師等	800
	負担金	・夏期イベント、各種負担金	5,245
	その他	・SNS分析ツール、その他広報営業関係費	983
その他の経費	材料費	・庭園側(コイえさ、屋台、中国茶藝館)	44,257
		・道の駅売店	1,005
		・老龍頭	23,285
	その他	・道の駅、老龍頭売店消耗品、使用料及び賃借料、委託料等	8,954
	本部経費		6,113
支出合計(B)			4,900
			188,837

(様式3-2)

令和10年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ)

(単位:千円)

		内 訳	金額	
収入項目	利用料収入		22,960	
	自動販売機収入	令和4年度と比べて2台増	1,300	
	その他の収入	チャイナドレスレンタル料、貸し更衣室、コイえさ、屋台、中国茶藝館、道の駅燕趙園売店、老龍頭	56,047	
	県委託料		109,600	
	収入合計(A)		189,907	
支出項目	人件費(常勤職員)		42,958	
	人件費(非常勤職員)		14,922	
			50,358	
	消耗品費	・トイレットペーパー、事務用品等	2,200	
	印刷製本費	・チケット、パンフレット等	730	
	通信運搬費	・電話代等	500	
	手数料	・公用車点検整備料等	100	
	保険料	・入園者傷害保険等	800	
	使用料及び賃借料	・公用車、パーキング、駐車場、トイレクリーナー、マット、固定電話等	2,000	
	施設維持管理費	水光熱費	・水道代	2,500
		植栽維持管理費		21,017
		委託料	・清掃、EV保守、廢棄物收集、機械警備、除雪、Cセンター、植栽関係等	8,284
		負担金	・各種負担金	100
		租税公課	・消費税等	5,114
		その他	・企業年金保険料、会計システム等保守管理、減価償却費等	7,013
	修繕費	各種修繕(3,500)	3,500	
			33,439	
	イベント経費	賃金	・アルバイト賃金	400
		旅費交通費	・県内外営業旅費	500
		食料費	・各種打合せ	50
		消耗品費	・イベント用品、レンタル用チャイナドレス	1,700
		印刷製本費	・チラシ等	1,144
		通信運搬費	・パンフレット送付	50
		広告宣伝費	・TV、ラジオ、新聞広告、SNS広告	1,800
		手数料	・送客手数料	1,600
		使用料及び賃借料	・冷風扇、展示品借り上げ等	510
		委託料	・中国芸術文化公演、花火委託、中国楽器演奏公演等	18,670
		報償費	・地元伝統芸能公演、各種教室講師等	800
		負担金	・夏期イベント、各種負担金	5,232
		その他	・SNS分析ツール、その他広報営業関係費	983
			44,730	
その他の経費	材料費	・庭園側(コイえさ、屋台、中国茶藝館)	1,005	
		・道の駅売店	23,624	
		・老龍頭	9,085	
	その他	・道の駅、老龍頭売店消耗品、使用料及び賃借料、委託料等	6,116	
	本部経費		4,900	
	支出合計(B)		189,907	